

平成30年度

地方公共団体金融機構
中間財務諸表

自 平成30年4月1日
至 平成30年9月30日

地方公共団体金融機構

目 次

中間貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
中間損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
中間純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 3
中間キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 4
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 5
注記事項等	・ ・ ・ ・ 8
勘定別情報（中間貸借対照表関係）	・ ・ ・ 1 8
勘定別情報（中間損益計算書関係）	・ ・ ・ 1 9

中 間 貸 借 対 照 表

(平成30年 9 月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,408,265	債券	20,347,665
有価証券	142,000	借入金	154,500
現金預け金	914,685	金融商品等受入担保金	35,580
金融商品等差入担保金	28,447	その他負債	6,181
その他資産	8,604	賞与引当金	60
有形固定資産	2,494	役員賞与引当金	10
無形固定資産	982	退職給付引当金	51
		役員退職慰労引当金	20
		地方公共団体健全化基金	920,287
		基本地方公共団体健全化基金	920,287
		特別法上の準備金等	2,763,504
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	538,140
		利差補てん積立金	25,363
		負債の部合計	24,227,861
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	199,035
		一般勘定積立金	189,436
		一般勘定中間未処分利益	9,598
		評価・換算差額等	4,172
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	277,618
資産の部合計	24,505,479	負債及び純資産の部合計	24,505,479

中 間 損 益 計 算 書

(平成30年 4 月 1 日から平成30年 9 月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	160,614
資金運用収益	160,530
役務取引等収益	65
その他業務収益	12
その他経常収益	6
経常費用	90,826
資金調達費用	87,395
役務取引等費用	150
その他業務費用	1,686
営業経費	1,593
経常利益	69,788
特別利益	403,191
公庫債権金利変動準備金取崩額	400,000
利差補てん積立金取崩額	3,191
特別損失	463,381
公庫債権金利変動準備金繰入額	63,381
国庫納付金	400,000
中間純利益	9,598

中 間 純 資 産 変 動 計 算 書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	一般勘定 中間 未処分利益				
当期首残高	16, 602	191, 890	-	208, 492	5, 268	53, 666	267, 427
誤謬の訂正による 累積的影響額	-	△2, 453	-	△2, 453	-	4, 142	1, 688
遡及処理後当期首残高	16, 602	189, 436	-	206, 038	5, 268	57, 808	269, 116
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	9, 598	9, 598	-	-	9, 598
出資者資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	△1, 096	-	△1, 096
当中間期変動額合計	-	-	9, 598	9, 598	△1, 096	-	8, 501
当中間期末残高	16, 602	189, 436	9, 598	215, 637	4, 172	57, 808	277, 618

中間キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
中間純利益	9,598
減価償却費	350
資金運用収益	△160,530
資金調達費用	87,395
賞与引当金の増加額	2
役員賞与引当金の増加額	2
退職給付引当金の増加額	3
役員退職慰労引当金の減少額	△3
公庫債権金利変動準備金の増加額	63,381
利差補てん積立金の減少額	△3,191
貸付金の純増(△)減	359,975
債券の純増減(△)	62,222
借入金の純増減(△)	△5,000
資金運用による収入	161,782
資金調達による支出	△88,152
その他	51,164
営業活動によるキャッシュ・フロー	539,000
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	300,000
有価証券の取得による支出	△272,000
有形固定資産の取得による支出	△0
無形固定資産の取得による支出	△82
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,916
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△400,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△400,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の増加額	166,917
VI 現金及び現金同等物の期首残高	747,767
VII 現金及び現金同等物の中間期末残高	914,685

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	23年～47年	その他	2年～19年
----	---------	-----	--------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当中間事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」です。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に準じて同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に準じて前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財令」という。）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に準じて、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 60 号）が平成 30 年 6 月 20 日に公布され、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間に於いて、総額 15 億円以内を公庫債権金利変動準備金の一部から国に納付することとされています。なお、当中間期においては、納付実績はありません。

注記事項等

【中間貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

790 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金です。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20,347,665 百万円の一般担保に供しております。

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に準ずるものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に準ずるものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づくものです。

【中間損益計算書に関する注記】

1. 中間純利益の勘定別内訳

一般勘定 9,598 百万円

管理勘定 - 百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

平成 30 年度においては「平成 30 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 30 年総務省・財務省令第 1 号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決

算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和 56 年法律第 59 号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」(平成 10 年法律第 132 号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から平成 34 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産(貸付)デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整

するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円（平成29年度に当初予定していた1,000億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの6年間で、総額15億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成30年9月30日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は37,093百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベース・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は37,723百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下200ベース・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、平成30年3月期よりアウトライヤー比率に替えてベース・ポイント・バリュエーション（金利が10ベース・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 9 月 30 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 12,009 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 12,162 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,408,265	24,925,759	1,517,494
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	142,000	142,000	-
(3) 現金預け金	914,685	914,685	-
(4) 金融商品等差入担保金	28,447	28,447	-
資産計	24,493,397	26,010,892	1,517,494
(1) 債券	20,347,665	21,025,328	677,663
(2) 借入金	154,500	156,412	1,912
(3) 金融商品等受入担保金	35,580	35,580	-
負債計	20,537,745	21,217,321	679,575
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	△864	△864	-
デリバティブ取引計	△864	△864	-

(※ 1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 30 年 9 月 30 日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	譲渡性預金	142,000	142,000	-
	小計	142,000	142,000	-
合計		142,000	142,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	47,000	47,000	△864	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,466,751	1,314,277	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	41,000	-	※2	
合計			1,589,751	1,396,277	△864	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の中間決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,733,638	1,761,763	1,757,272	1,704,999	1,615,683
有価証券 満期保有目的のもの	142,000	-	-	-	-
預け金	914,685	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,535,715	6,649,145	1,623,189	26,857
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の中間決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,857,643	2,163,883	2,334,843	2,193,948	2,057,950
借入金	55,000	10,000	1,000	-	51,500

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,687,882	2,847,015	184,500	26,000
借入金	37,000	-	-	-

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成30年9月30日現在）

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	142,000	142,000	-	-	-

(注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リ

スクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

【誤謬の訂正に関する注記】

1. 誤謬の内容

旧公営企業金融公庫の平成 19 年度貸付けに係る利下げ補てん所要額について一般勘定からの繰入額及び管理勘定における利差補てん積立金の取崩額が誤って計上されていたことが判明しました。この誤謬を訂正するため、公庫債権金利変動準備金、利差補てん積立金、一般勘定積立金及び管理勘定利益積立金の期首残高を増減させております。

2. 当中間事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

影響額については、「中間純資産変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	15,119,876	8,288,388		23,408,265
有価証券	142,000			142,000
現金預け金	914,685			914,685
金融商品等差入担保金	28,447			28,447
その他資産	3,801	4,803		8,604
有形固定資産	2,494			2,494
無形固定資産	982			982
一般勘定貸		490,455	△ 490,455	
資産の部合計	16,212,287	8,783,648	△ 490,455	24,505,479
負債の部				
債券	12,188,491	8,159,173		20,347,665
借入金	154,500			154,500
金融商品等受入担保金	35,580			35,580
その他負債	3,019	3,161		6,181
賞与引当金	60			60
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	51			51
役員退職慰労引当金	20			20
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	490,455		△ 490,455	
特別法上の準備金等	2,200,000	563,504		2,763,504
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		538,140		538,140
利差補てん積立金		25,363		25,363
負債の部合計	15,992,477	8,725,839	△ 490,455	24,227,861
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	199,035			199,035
一般勘定積立金	189,436			189,436
一般勘定中間未処分利益	9,598			9,598
評価・換算差額等	4,172			4,172
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	219,809	57,808		277,618
負債及び純資産の部合計	16,212,287	8,783,648	△ 490,455	24,505,479

（注）１．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第１項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第３項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

２．一般勘定中間未処分利益

中間損益計算書において計上した一般勘定の「中間純利益」は、「一般勘定中間未処分利益」として計上しております。

３．一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第４項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（中間損益計算書関係）

（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	66,327	98,427	△ 4,139	160,614
資金運用収益	65,951	94,579		160,530
役務取引等収益	65			65
その他業務収益	12			12
その他経常収益	6			6
管理勘定事務受託費	291		△ 291	
一般勘定貸受取利息		16	△ 16	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,831	△ 3,831	
経常費用	56,728	38,237	△ 4,139	90,826
資金調達費用	49,943	37,452		87,395
役務取引等費用	82	68		150
その他業務費用	1,298	388		1,686
営業経費	1,557	36		1,593
管理勘定借支払利息	16		△ 16	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,831		△ 3,831	
一般勘定事務委託費		291	△ 291	
経常利益	9,598	60,189	-	69,788
特別利益	-	403,191	-	403,191
公庫債権金利変動準備金取崩額		400,000		400,000
利差補てん積立金取崩額		3,191		3,191
特別損失	-	463,381	-	463,381
公庫債権金利変動準備金繰入額		63,381		63,381
国庫納付金		400,000		400,000
中間純利益	9,598	-	-	9,598